工事番号

第　　　　　　号

会計年度　平成２７年度

事 業 名　庄原市水道事業

費　　目　配水給水費

工 事 名　平田送水ﾎﾟﾝﾌﾟ電動仕切弁取替工事

工事箇所　広島県庄原市東城町久代　地内

広　島　県
庄　原　市

工　事　仕　様　書

工　事　概　要

工事箇所　広島県庄原市東城町久代　地内

費目	工種	種別	細別	数量 当初	数量 変更	単位	摘要
配水給水費							
	仕切弁取替工						
		電動仕切弁	Φ50×10k×0.2kw	2.00		基	上野谷配水池

平成　27　年度

平田送水ﾎﾟﾝﾌﾟ電動仕切弁取替工事

工 事 価 格

消費税相当額

工 事 費 計

庄原市東城町久代　地内

工　事　概　要
上野谷配水池

工 事 (委 託) 名 称	平田送水ﾎﾟﾝﾌﾟ電動仕切弁取替工事

適 用 世 代 区 分	平成２７年度水道歩掛(H26年土木)[平成27年4月20日以降]【水

単 価 名 称 区 分	適 用 単 価 区 分
労務	平成27年5月(2月改訂)
生コン／アスコン／石材	平成27年5月(4月改訂)③東城
資材一般／その他	平成27年5月(5月改訂)
機械損料	平成26年8月

積 算 条 件 ・ 諸 経 費 情 報	
積算区分	厚 生 省
工種区分	構造物工事（浄水場等）
安全費率	地方部 一般交通の影響なし
契約保証区分	保証無し
前払率	０％から５％以下
諸経費対象額からの控除額	

本 工 事 費 内 訳 書

27年度　平田送水ﾎﾟﾝﾌﾟ電動仕切弁取替工事

費　　目	工　　種	種　　別	細　　　　別	単 位	数　　量	単　　価	金　　額	摘　　要
本工事費								
	材料費			式	1.000			
		電動仕切弁 Φ50×10ｋ×0.2kw		基	2.000			
		ﾊﾟｯｷﾝ Φ50×10ｋﾉﾝｱｽﾍﾞｽﾄ		枚	6.000			
	労務費			式	1.000			
		電動仕切弁据付工 機械設備工		人				
		電動仕切弁据付工 普通作業員		人				
		既設撤去工 設備機械工		人				
		既設撤去工 普通作業員		人				

本 工 事 費 内 訳 書

27年度　平田送水ﾎﾟﾝﾌﾟ電動仕切弁取替工事

費　目	工　種	種　別	細　別	単 位	数　量	単　価	金　額	摘　要
		試運転調整工 動力負荷技術者		人				
		試運転調整工 発信器類技術者		人				
直接工事費								
	共通仮設費率分			式	1.000			
共通仮設費計								
純工事費計								
	現場管理費計			式	1.000			
工事原価計								
	一般管理費			式	1.000			

本工事費内訳書

27年度　平田送水ﾎﾟﾝﾌﾟ電動仕切弁取替工事

費　目	工　種	種　別	細　別	単位	数　量	単　価	金　額	摘　要
一般管理費計								
工事価格								
	消費税相当額			式	1.000			
工事費計								

平田送水ﾎﾟﾝﾌﾟ電動仕切弁取替工事
（上野谷配水池）

特 記 仕 様 書

庄 原 市 水 道 事 業

目　　　次

第１章　　　総　　　論

第１条　適用範囲

本特記仕様書は、庄原市水道事業　平田送水ﾎﾟﾝﾌﾟ電動仕切弁取替工事に関する事項を定めるものである。

第２条　工事の目的

この工事は、水道事業の一環として、電動仕切弁取替を請負により施工するものである。

第３条　施工場所

庄原市東城町久代地先
（上野谷配水池内）

第４条　一般事項

1）各機器は、特記仕様書に示された仕様条件に対して十分能力を発揮するのは勿論、耐久性、維持管理、及び安全性を考慮した構造とし、運転が確実で操作の容易なものでなければならない。
2）機器の設計製作にあたっては、図面及び特記仕様書によること。

第５条　適用規格

本工事における工事全般、機器の製作、据付、及び電気設備工事は次の規定に準拠すること。

1.庄原市契約規程
2.庄原市工事共通仕様書
3.日本工業規格(JIS)
4.日本水道協会規格（JWWA)
5.日本電気工業会標準規格(JEM)
6.日本電気規格調査会標準規格(JEC)
7.日本電線工業会規格(JCS)
8.コンクリート標準示方書（土木学会)
9.電気設備技術基準
10.電力会社内線規定
11.労働基準法
12.その他関係諸規格、条例等

第６条　疑　　義

本仕様書及び添付図面は、設備の基本概要を示すものであり、疑義を生じた場合は、監督員と協議のこと。特に明記しない部分でも機器設備及び運転操作上必要な設備は全て完備すること。

第７条　設計変更

本設備工事における設計変更等については、監督員と協議して定める。

第８条　工事の実施

本設備工事にて請負者は、契約後速やかに技術者を派遣し監督員と十分な打合せを行ない工事に着手すること。

尚、打合せ事項についても議事録を作成し提出すること。

また、工事に用いる電力設備、消費電力、雑用水等は、全て請負者負担とする。

第９条　認可手続

本設備工事において請負者は、この工事に必要な監督官庁及び機関に対する認可検査等の手続きを行ないこれらに要する一切の費用は、請負者が負担すること。

第10条　引渡し工期

本設備工事の完了は、機器の試運転及び関係監督官庁、電力会社等の立会検査終了後引渡しを行うものとする。

第11条　保　　証

引渡し後、１ヵ年以内に請負者の製作、施工に起因する故障が生じた場合は、監督員と協議の上、請負者は速やかに無償で修理または、取替のこと。

但し、天災等の不可抗力による事故または、取扱い上の不注意による事故に対してはこの限りではない。

第12条　提出書類

1. 承認図書

本仕様書ならびに添付図面に記載する事項は、主要事項のみを示すものであり、請負者は実施にあたり事前に承認図を作成し監督員と協議決定後、製作に着手すること。

1)　製作仕様書
2)　機器配置図及び据付図
3)　主要機器外形図、構造断面図
4)　工程表
5)　その他監督員が必要と認めるもの

2. 完成図書

1) 上記承認図書の最終取りまとめ図書
2) 各機器検査成績書
3) 取扱説明書
4) その他監督員が必要と認めるもの

第13条 機器納入

1) 工場検査に合格した各機器類は、送り状を付け現場へ順序良く搬入すること。
2) 各機器は、損傷の無いように運搬に十分注意すること。

第２章 機 械 設 備

第１条 施工概要

本設備は、上野谷配水池に設置し、平田配水池へ送水を行うためのポンプの電動仕切弁を取替するものである。

第２条 構造概要

1) 仕切弁は、開度発信機・受信機付とする。また、主要部分は、長時間運転に堪える堅牢なものとする。

第３条 製作条件・制限

1) 製品の制限
本市の承認する製品とする。

第３章　　　工 事 施 工

第１条　一般事項

本工事の施工方法については、あらかじめ監督員に施工計画書、工程表を提出し打合せの上決定する。

第２条　機械据付･配管工事

1)　工事は、承認図面に従い施工し、その付属配管, 機器設備の一切を施工するものとする。
2)　維持管理上、電動仕切弁の据付け, 取外しが容易に出来る構造, 配置を十分考慮すること。
3)　配管は、管に無理な外力が加わらないように施工すること。
4)　配管加工は、割れ、ヒズミが出来ないように施工すること。
5)　配管の管内に土砂、雑物が残らぬように十分注意すること。
6)　既設配水管への接続工事施工の際は、事前に打合せ及び調査を行い
断水時間を最少に施工すること。

第３条　現場における試験及び検査

(1) 外観検査
(2) 実負荷による試運転操作試験
(3) その他必要と認める試験, 検査, 測定